

提出日： 2023 年 10 月 3 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法務研究科	教授	伊藤知義

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。
	1. 2022年4月 1日 ～ 2023年3月31日 2. 2022年9月 1日 ～ 2023年8月31日 3. 2022年4月 1日 ～ 2022年9月20日 4. 2022年9月21日 ～ 2023年3月31日
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。
	受け入れ先の台湾大学の図書館のほか、国立臺灣図書館、高雄研究文献センターなどで日本統治期の台湾における近代法継受に関する当時の邦語文献(台湾総督府高等法院が発行した『臺法月報』など)および近年の研究業績をまず調査・収集した。このテーマに関連する日本語の論文・図書は比較的少なく、より詳しい研究状況を把握し、先行研究を踏まえて独自の成果を上げるためには、多くの著作を発表している台湾大学教授王泰升氏をはじめとする台湾人研究者による中国語文献をどうしても渉猟する必要がある。そのための準備作業として、中国語の語学学校に通った。これと並んで、ハプスブルク統治下のボスニアにおける近代法継受に関するセルビア語文献を使った研究を継続した。特に、ボスニア総督のカーライ・ペーニがイスラム法文化圏であったボスニアに近代や近代法を導入していった過程について検討を進めた。研究期間の後半には、同じ問題関心から、韓国に出張して関連文献を収集・検討した。
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。
	台湾総督府高等法院の裁判官たちが本土と異なった慣習や法伝統にあった台湾人間および台湾人と日本人との法的紛争をどのように処理していたのかについて、先行研究を具体的事例によって確認した。また、弁護士など、民間法曹が台湾の近代法継受について、宗主国の人間として持っていた種々の意見も知ることができた。日本統治下で教育を受けた現地法曹が、戦後の台湾においてどのような法的活動を行ったかについても知見を得た。ボスニアについては、ABGB の事実上の導入とイスラム法との関係などについて研究を深めた。韓国法についても判例や評釈などを検討し、一定の成果を得た。
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。
	ボスニアにおける近代法継受も台湾におけるそれも、近代および近代法の中心から比較的離れた宗主国が行ったものだという点で共通点がある。ただし、その共通点や相違点を抽出し、西欧周辺における近代法継受の様相を明らかにするには、なお分析の時間が必要である。今後は特に、中国語文献を正確に読めるよう中国語学習を継続する。